

自己評価書

平成25年 3月31日

国際交流センター

目 次

I センターの現状及び特徴	1
II 目的	2
III 基準ごとの自己評価	3
基準1 組織の目的	3
基準2 組織構成	5
基準3 教員及び支援者等	8
基準4 活動の状況と成果	10
基準5 施設・設備	25
基準6 内部質保証システム	27
基準7 管理運営	29
基準8 情報等の公表	31
資料	33

I センターの現状と特徴

1 現状

- (1) センター名 国際交流センター
- (2) 所在地 〒422-8529 静岡市駿河区大谷836

- (3) センターの構成

学術交流部門

学生交流部門

- (4) 学生数及び教員数（平成24年5月1日現在）

学生数 303名（留学生数）

専任教員数 学術交流部門 准教授2

学生交流部門 教授2 准教授2

- (5) 施設・設備

静岡キャンパス 教室（42㎡×1、22㎡×2）、資料室（22㎡）、倉庫（22㎡）、センター長室（44㎡）、事務室（84㎡）、研究室（21㎡×4、22㎡×1）、共同研究室（43㎡）。

浜松キャンパス 教室（47㎡×2、27㎡×1）、研究室（24㎡×2）、資料室（24㎡）（浜松キャンパスについてはすべて借用施設）

- (6) 予算

23,999千円（平成24年度）

2 特徴

そもそも教育や学術は普遍的性格を持ち、大学における国際交流は教育・研究を充実・発展させる上で重要な要因であったが、近年グローバル化等の外部要因の変化とともに、大学の国際化は避けて通れない道となっている。静岡大学においては、その理念、基本方針に沿って、学生及び教職員の教育・研究両面での国際交流活動を一体的に推進するため、従来の留学生センターを発展的に改組拡充し、平成18年4月に国際交流センターが設置された。当センターにおいては、学術交流、学生交流を有機的・円滑に実施するため、センターが所掌する事項を検討するためのセンター全教員と国際交流課の課長による国際交流センター会議を原則隔週で開催している。また、センターの運営一般及び部局等との情報共有・意見交換の場として、国際交流センター運営委員会を毎月開催している。また、国際戦略関連などの全学的な戦略については、国際交流センター管理委員会において審議を行う。なお、同管理委員会において承認された事項については、その内容により教育研究評議会において審議あるいは報告され、全学的な承認および周知がなされる。

Ⅱ 目的

教育・研究・文化における学生・教職員の国際交流に関する活動を一体的に実施することにより、本学の理念に沿った総合的かつ効果的な国際交流事業を推進し、静岡大学の国際化に寄与することを目的としている。より具体的には、重点領域を軸に、特に大学院博士課程において、教育・研究の国際連携を図ることにより、質の高い基礎研究を推進するとともに、国際戦略の推進体制の整備・強化を行うことにより、静岡大学が世界をリードする教育研究機関となることを第一段階の目標とする。第二段階としては、学部・修士課程をも含めた、本学全体のグローバル化に向けた教育研究整備を進める。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準1 組織の目的

(1) 観点ごとの分析

観点1-1-① 目的（使命、活動を行うにあたっての基本的な方針、達成しようとする基本的な成果等）が明確に定められて、また、目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到る状況】 国際交流センター（以下、「センター」という。）の目的は本学の国際交流事業の推進に「寄与」することであり、そのためには国際交流活動の一体的実施のため、基本計画の企画立案、事業の新規開拓、中核的事業の総合調整業務を部局ならびに事務局と連携して行う。「静岡大学国際交流センター規則」（平成18年2月15日規則-1号）第2条において、「センターは静岡大学（以下「本学」という。）における教育・研究両面での国際交流に関する活動を一体的に実施することにより、本学の理念及び基本方針に沿った総合的かつ効果的な国際交流事業の推進に寄与することを目的とする。」と規定されている。より具体的には、重点領域を軸に、特に大学院博士課程において、教育・研究の国際連携を図ることにより、質の高い基礎研究を推進するとともに、国際戦略の推進体制の整備・強化を行うことにより、世界をリードする教育研究機関となることを目標とする。さらに、学部・修士課程をも含めた、本学全体のグローバル化に向けた教育研究整備を進める。また、国際交流戦略を遂行していく上で、地域との連携を強めることが、上記「本学ビジョンと戦略」に明記されている。本学は、自治体や地域国際交流団体と連携しており、静岡県留学生交流等推進協議会の議長大学でもある。静岡県留学生交流等推進協議会は、運営委員会、総会を年に1回ずつ主催し、留学生の受入れ及び地域住民との交流活動を推進するため、県内関連機関とともに各種事業の展開や情報交換を行っている。この協議会からは、1年に1回機関紙を発行し、関係機関、関係者への情報提供、広報を行っている。平成23年度には、本センターが主体的に協力して、留学生の教育環境整備や就職支援等の推進のために静岡県留学生支援ネットワークが設立された。

【分析結果とその根拠理由】 学士課程、修士課程、大学院博士課程において、積極的に留学生を受け入れて教育研究を行い、学術の中心として広く知識を授けている。本センターは各部局の留学生受入れを間接的に支援し、留学生数の増加に貢献している。特に博士課程においては、深く専門の学芸を教授研究するために、中東欧の大学とコンソーシアムを組み、優秀な留学生を多く受け入れているが、このコンソーシアム運営を支援している。同時に、日本人学生の海外留学を積極的に支援し、異文化理解を通して知的、道徳的、応用的能力を展開させることに尽力している。また、公開講座等の開催によって、本センターの教育研究の成果を広く地域社会に提供するとともに、静岡県等自治体や地域国際交流団体への留学生派遣やセンターによる活動サポート（講演・講義・委員など）によって、社会の発展に寄与している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 教育研究に関しては、本学が主体的に活動している中東欧の国々とのインターアカデミアの運営支援にセンターが中心にかかわり、また、大学間協定の締結等の学術交流において部局と連携し教育研究の国際化に貢献している。また、静岡県留学生交流等推進協議会の議長大学として、地域の高等教育機関や自治体、国際交流関連機関と情報を共有し、地域のグローバル化へ貢献している。

【改善を要する点】 本センターの目的は明確であるが、量的達成目標が明示されているわけではない。大学全体の経営方針、目標において国際化はさらに推進する方向性にあるのか、その優先順位は大学の全事業においてどれくらい高いのか、どのような領域で国際化を重点的に進めるのかということに関する意思決定を大学執行部が行っていない。国際交流センターが何を目的に、どの国際事業を、どういった戦略で進めるのかを検討する上で、国際交流センターには執行部と意思疎通を図り、大学全体の指針における国際面での目標と方針について、できるだけ具体的で、タイムラインを意識した戦略を展開することが求められている。

また、個々の教員と国際交流センターの役割分担に関する認識を共有し、国際化に関しての全学的共通理解に学生教職員を導くためのさらなる努力が必要である。

基準2 組織構成

(1) 観点ごとの分析

観点2-1-① 組織の目的を達成する上で、実施体制が適切に整備され、機能しているか。また、組織における責任の所在が明確にされた組織編制がなされているか。

【観点にかかる状況】 静岡大学の国際的な業務を一体的に推進するための体制として、平成18年度より留学生センターを発展的に解消し、国際交流センターが設立された。センターは教員組織である学術交流部門、学生交流部門とそれを支援する事務組織である国際交流課から成っている。留学生センターの活動内容は現在の学生交流部門にそのまま引き継がれ、新たに全学の国際交流を担当する学術交流部門が設置された。学術交流部門は平成19年度まで専任教員が准教授1名だったが学生交流部門の教員1名の退職に伴い、平成20年度より准教授が2名に増員となり、そのうちの1名は浜松キャンパス教員とした。（任期付き、再任は一回のみ可。）学生交流部門は教授2名、准教授2名の4名体制となっている（任期なし）。平成21年度をもって外国人教員から構成されたプロジェクトチームがなくなったため、重要英文文書のネイティブチェックの機能がセンターからなくなった。平成22年度から、大学教育センターのアメリカ人准教授に、特に重要な英文のネイティブチェックを依頼している。国際交流課は専任職員が5名配置されていたが、平成24年7月からは2名が産休・育休をとっているため実質、課長、副課長と係長の3名と非常勤職員3名と派遣職員2名が加わった8名体制となっている。責任体制は、国際交流センター長の下に、学術交流部門、学生交流部門それぞれに部門長を置いてそれぞれの所掌を円滑に実施している。国際交流課においては課長が統括し、センター業務の支援を行っている。センター長と課長は常に情報を共有し、センターの運営を行っている。本センターはどの部署にも属さず、学長の直轄となっている。

【分析結果とその根拠理由】 学術交流部門の教員が2名に増員、このうち1名を浜松キャンパスに配置されたことにより、静岡大学の学術交流部門は大幅に増強され、国際交流の推進に必要な教員は確保されたといってもいいだろう。しかし、留学生教育、海外派遣推進を中心とする学生交流部門の教員は5名から4名へと減員され、しかも静岡キャンパス3名に対して浜松キャンパスは1名である。学術交流部門1名が浜松配置とはなったが依然として浜松キャンパスは事務組織がない。浜松キャンパスの留学生数は静岡キャンパスより多く、東西キャンパスで教員及び事務職員の配置数でアンバランスが生じており、浜松キャンパスにおける人員の増強と分室の設置が緊急の課題である。プロジェクトチームが平成22年3月に解消されたため、国際交流センターに専任の外国人教員がいなくなったことは大きな損失である。大学の情報を海外に発信していくためにも英語等、外国語のネイティブ教員の継続的確保が強く望まれる。

事務組織である国際交流課は平成18年度国際交流センター設置に伴い、学務部留学生課及び学術情報部研究協力課の国際交流担当係を併合し、国際交流チーム（その後国際交流課）として独立させ、国際交流センター業務支援及び全学的な国際業務に関する事務を所掌する事務組織として設置された。構成員として、課長1名、副課長1名、係長1名、非常勤職員3名及び派遣職員2名である。（24.10.

1 現在) 課は大きく3つの分業体制で国際交流業務に対応している。それは、1. 国際化企画担当(国際交流会館業務も含む)、2. 留学生受入担当、3. 教職員・学生派遣推進担当の3つである。基本的には各担当で所掌しているが、業務の内容によっては担当を横断的に関わらせるようにしており、チーム制としての機能を果たしている。ただし、現在のところ国際交流課は全員常時静岡キャンパスに勤務しており、浜松キャンパスには職員は配置されておらず、工学部教務係のサポートを得ながら業務を行っているところであるが、事務対応の即時性等に課題を抱えている。

観点2-1-② 教員の役割分担が明確化され、他の組織との組織的な連携体制が整備され、教育研究等に係る責任の所在が明確にされた組織編制がなされているか。

【観点にかかる状況】 国際交流センター長の下にセンター教員6名は学生交流部門4名と学術交流部門2名から構成されている。前者は留学生の受入れと日本語教育、さらに静岡大学学生の海外への留学支援を主な役割としている。後者は、海外の大学等の教育研究機関との協定締結・情報交換・表敬訪問さらに国際関連外部資金獲得のため学部や大学院、研究所の支援を主な役割としている。学生交流部門においては静岡キャンパスに3名、浜松キャンパスに1名の体制で、学術交流部門においては両キャンパスそれぞれ1名の体制である。両部門とも担当する業務は幅広いが、部門長を中心に日常的に情報交換を行っており、部門内で検討した事柄をセンター会議で検討する体制がある。

【分析結果とその根拠理由】 センター教員は静岡大学の国際交流および国際化推進をその主たるミッションとし、同センター長の責任の下に学術交流部門長、学生交流部門長を中心に大学間交流、研究交流、留学生の受入れ、派遣を積極的に支援している。学術交流部門教員は部局との密な連携を図り協定締結やインターアカデミアの運営委員としての活躍、海外大学等の交渉推進等には定評があり、平成18年の国際交流センター設立以降の静岡大学の国際化への貢献は、協定数の増加などの数値的結果からも明らかである。学生交流部門の教員による日本語授業は留学生の語学力向上に大きく貢献している。また、受け入れ留学生の健康、生活、勉学に関しては、受入れ部局や保健センターなどと情報を常に共有し、包括的な支援をおこなっている。さらに、両部門および国際交流課の連携により、学生の海外派遣をサポートする体制が大幅に充実している。以上のように両部門教員はその役割分担が明確であり、また組織との関係も円滑であり、また教育研究等に係る責任の所在が明確にされている。

観点2-2-① 活動に関する施設等を審議する委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか

【観点にかかる状況】 センター活動を推進するために、管理委員会と運営委員会が設置されている。管理委員会はセンターの管理及び運営に関する重要事項を審議するために、運営委員会はセンター業務に係る事項を審議するために開催される。管理委員会は必要に応じて開催され、平成24年度は7回実施された。運営委員会は毎月開催されている。また、実質的な活動内容を審議するために、センター長とすべての専任教員、国際交流課長からなるセンター会議が隔週ごとに開催されている。

【分析結果とその根拠理由】 管理委員会は各学部の評議員1名、独立大学院部局長及び電子工学研究

所長が委員となっており、静岡大学の国際交流に関する重要案件を審議できる体制となっているが、予算、人事などの承認的議題が多く、静岡大学の国際戦略を検討し、決定していくようなダイナミックな組織としては機能していない。

運営委員会には各部局の代表だけでなく、3学部（人文、教育、工学）に配置されている留学生受け入れ担当教員（4名）も委員として参加しており、その意味で全学的に留学生関連業務を遂行する体制になっている。この委員会委員は国際交流センターの業務を補佐し、単に国際交流業務の内容を各学部伝えるという役目だけではなく国費留学生推薦順位決定、協定校への留学希望学生の選考面接等、具体的な活動も行っている。また、実務的な内容に関しての情報及び意見交換も実施している。

センター会議は隔週開かれ、学術と学生の両部門の具体的な業務の審議・報告が行われている。必要に応じて、臨時会議も開催されており、センターの実質的な活動を決定する役割を担っている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 国際交流センター設立以降の静岡大学の国際化への貢献は、海外協定数の増加、留学生数の増加、海外派遣学生の増加などの数値的結果からも明らかである。また、両部門教員はその役割分担が明確であり、また他部局との関係も円滑であり、教育研究等に係る責任の所在も明確にされている。海外協定校の増加により学生交流が急速に活発になってきたため、種々交流促進のために、部局との連携を密にしている。特にアルバータ大学、ネブラスカ大学オマハ校、朝鮮大学校に関してはそれぞれセンターと運営委員（部局委員）から1名連絡教員を選任し、両校との連絡を密にしている。

【改善を要する点】 浜松地区における事務支援体制は工学部の教務係によるサポートを得ながら行っているところであるが、国際交流課職員の不在は深刻である。緊急の配置が必要である。海外への派遣日本人学生数の増加に向けて、広報を工夫し、日本人学生のニーズにあったプログラムなどを開発する必要がある。

（3）基準2の自己評価の概要

静岡大学の国際化へのセンターの貢献は、国際交流センター設立以降の海外協定数の増加などの数値的結果からも明らかである。浜松キャンパスの教員配置が2名になり、教員バランスはかなり改善されたが、職員の配置はまだない。また、センターに期待される機能は、必ずしも予め計画的に設定できるものではない場合があり、状況に応じて国際交流課の協力も含めて柔軟にマンパワーを有効活用できるような体制の工夫も重要である。

基準3 教員及び支援者等

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-① 組織としての目的を達成するために必要な専任教員、その他の教員が確保されているか。

【観点にかかる状況】 平成18年に当センターが設立された時点においては学生交流部門教員5名、学術交流部門1名であり、浜松キャンパスには学生交流部門教員1名のみ体制であったが、平成20年度4月から学生交流部門を4名にして学術交流部門を2名（2名とも静岡キャンパス配置）として学術交流部門の補強を図った。平成22年4月からは1名の学術交流部門教員を浜松キャンパス配置とし、両キャンパスに両部門教員が配置されている。留学生対象の日本語教育においては、非常勤講師12名が雇用されており、教育の充実を図っている。

【分析結果とその根拠理由】 平成22年から静岡キャンパスにおいては学生交流部門教員3名、学術交流部門1名、浜松キャンパスにおいては学生交流部門1名、学術交流部門1名となり、専任教員数に関してセンター設立当初に比べて両キャンパスにおいて充実したといえる。ただし、留学生受入れ数（静岡135名、浜松168名）に見合う教職員の配置ではない。

観点3-1-② 組織の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点にかかる状況】 学生交流部門及び学術交流部門教員は、センター長の下、隔週で国際交流課職員を含めてセンター会議を開き、それぞれの仕事に関する打ち合わせを行い、センターの教員組織の活動の活性化が図られている。学術交流部門に関係する活動においては、国際交流センター運営委員会、同管理委員会で審議しながら遂行するため、これらの委員会において検証が行われ、改善などが自由に提案され、教員の活動をより活性化している。学生交流部門に関係する活動においては、必ず日本語教育プログラム受講生や、サマースクール参加者等に対してアンケートを実施し、問題点を検証し、内容を改善する取り組みを行っている。また、各学期末には非常勤講師を交えた授業反省会を開催し、その内容をシラバスやカリキュラムの改善に反映させ、教員の活動をより活性化している。

【分析結果とその根拠理由】 センター会議においては教員それぞれの仕事の割り振り、相互協力、情報交換により、センター活動の効率化、活性化を図っており、教員組織の活動に向けた適切な措置が講じられている。また、両部門の専任教員は各自の担当事業においてアンケート調査や反省会を通じて、自主的に各自の活動をより活性化している。

観点3-2-① 専任教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、それぞれの専門的役割に応じた能力の評価が行われているか。

【観点にかかるとの状況】 静岡大学国際交流センター専任教員選考に関する細則及び国際交流センター専任教員選考に関する申し合わせに従って運用されている。

【分析結果とその根拠理由】 特に問題はない。

観点3-2-② 教員の活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点にかかるとの状況】 全学的基準「教員の個人評価に関する実施要項」に従って、実施している。

【分析結果とその根拠理由】 平成19年度は試行的に実施したが、評価基準等を見直し、20年度から適切に実施しており問題はない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 特になし。

【改善を要する点】 浜松キャンパスでは、学術交流部門教員、国際交流課職員が配置されないまま、学生交流業務（日本語教育、学生交流、地域交流、留学生指導）を1名で行ってきた。平成22年に学術交流部門教員が1名配置されたものの、留学生受入れ数（静岡135名、浜松168名）の半数以上が浜松キャンパスに在籍しているにも関わらず、学生交流部門の教員数は、過去10年間、静岡3名、浜松1名で据え置かれ、負担のアンバランスが顕在化している。そのため、将来的な留学生増に対応が難しくなっている。

(3) 基準3の自己評価の概要

教員の採用・昇格等の基準、運用に関しては特に問題はない。国際交流業務は、交流相手先の状況・都合や様々な外部要因から不定形の業務も多く、計画に対する達成度のような量的評価になじまない面が多い。センター教員を評価する独自の客観的・明示的指標があることが望ましいが、非常に困難と思われる。しかしながら、センター管理委員会、運営委員会、さらにセンター会議との連携により、専任教員の活動は適切に報告されている。静岡・浜松キャンパスの教員配置のアンバランスが解消されておらず、浜松キャンパスにおいてセンターの目的を達成するために必要な専任教員が確保されているとは言い難い。

基準4 活動の状況と成果

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-① 活動の実施状況から判断して、活動が活発に行われているか。

【観点にかかる状況】 以下〔学術交流部門〕および〔学生交流部門〕それぞれに関して：

〔学術交流部門〕

① 国際化推進の基本計画の策定に関すること。

国際交流センターが設置された平成18年度から、平成21年度まで、国際戦略担当副学長（国際交流センター長）のもと、平成18年度に新設された学術交流部門教員（准教授）1名が19年度に設置された国際戦略WGのメンバーとして、本学の「ビジョンと戦略」の国際戦略の策定に取り組んだ。

平成22年度以降、今日まで「国際戦略担当副学長」が設置されていないため、平成20年8月に学術交流部門に着任した教員（教授、平成23年7月まで）1名が、また当該教授の離職後は国際交流センター長が、国際連携担当の学長補佐として役員会等の機会を活用し、大学執行部に対して国内外の大学の国際化に関する動向の報告や課題の問題提起を行い、共通認識を促している。その報告や問題提起の素案作り（「平成25年度静岡大学改革プラン案」等）に、学術交流部門教員が大きく関わっている。

② 国際的なプロジェクトの推進に関すること。

学術交流部門は、本学の国際交流の窓口として国際的なプロジェクトの推進を念頭に、日常的には海外の有力大学からの学長・研究者などの来訪への対応し、また協定校の拡大や研究・教育交流の推進に向けて学内外で提案・調整を行っている。

基本的な基盤となる大学間・部局間交流協定については、近年特にアジア諸国および中東欧地域との交流協定が新たに締結されたのみならず（現在、大学間協定36件、部局間協定32件）、博士課程のダブルディグリーがこれらの地域で新たに展開している（現在全8機関、うち平成20年度以降の締結は、韓国：釜山大学・慶北大学、中国：中国科学院プラズマ物理学研究所、インドネシア：インドネシア大学、ドイツ：ブラウンシュバイク工科大学、ベラルーシ：ゴメル国立大学、ブルガリア：ソフィア大学）。

また、協定校およびダブルディグリー拡大のベースのひとつである、本学が中東欧協定校との間で毎年開催する国際研究会議「インターアカデミア InterAcademia」においては、当センターの学術交流部門教員および国際交流課職員（年度により国際交流センター長も）が運営支援にあたっている。すなわち、学内の実行委員会の委員として加わり（平成24年度実行委員会委員長は、創造科学技術大学院・永津院長）、本会議を通じた国際連携の強化を推進している。会議出席に当たって、協定校との学生交流の教育プログラム等、IA日程に留まらない検討課題を整理し協議する場として有効に活用している。

さらに、本学では、国際的なプロジェクトの推進を念頭に、平成20年度より海外事務所を設置し（平成20年ベトナム、平成21年タイ、平成22年インドネシア）、ベトナムについては工学部NIFEプログラム（平成21、22、23年度）、タイについてはシンポジウムの共同開催（平成23年度）、インドネシアについては農学部短期研修の拠点（平成22、23、24年度）とするなどして

活用されてきた（ただし、ベトナム事務所は平成24年度に閉所）。こうした実績を、国際的なプロジェクト推進の競争的資金申請に活かしている。この事務所の設置運営と、これにご尽力いただいた現地大学の教員（本学客員教授に指名）との調整を、学術交流部門および国際交流課で進めている。インドネシア事務所については、平成25年2月より現地事務所に日本人相談員を業務委託の形で配置することで、事務所を擁する大学（ガジャマダ大学）・地域と今後の国際連携のさらなる発展が期待できる。

③ 国際交流に関する競争的資金の獲得に関すること。

平成20年3月に公開されたビジョンに基づき、外部資金の申請課題に関する学内シーズ・ニーズ等を調査し、速やかな申請と確実な資金獲得に貢献することを目的として、20年6月に「大学の国際化推進に関する外部資金獲得にむけて」と題した通知を学内に配布し、運営委員会でも報告した。これを資料として、各部局を訪問してシーズ等の調査を実施し、該当するプログラムの資金獲得に向けた動きを進めている。

国際交流に関する大型の競争的資金の申請時においては、上のシーズ等の調査を手掛かりに、学術交流部門教員が事前に関連部局と相談・調整を行うとともに、国際交流センター長を通じて大学執行部との調整を進めている。

申請実績としては、平成23年度文部科学省事業「大学の世界展開力強化事業」（申請2件、不採択）、平成23年度日本学生支援機構事業「留学生交流支援制度（ショートステイ、ショートビジット）」（申請8件、採択5件）、平成24年度日本学生支援機構事業「留学生交流支援制度（ショートステイ、ショートビジット）」（申請9件、採択4件）、平成24年文部科学省事業「大学の世界展開力強化事業」（申請1件、不採択）、平成24年度文部科学省事業「グローバル人材育成推進事業」（大学教育センターと共同で申請準備、申請1件、不採択）等である。

④ 国際的な学術交流のための企画・運営及び調査・研究に関すること。

国際的な学術交流の推進のため、平成20・21年度には、優れた先駆的取り組みを行っている他の国立大学（東工大・九大など）をセンター教職員で訪問し、国際化を実現するために実際に行われている戦略や諸施策についてヒアリングを行った。また、ドイツ・DAAD、フランス・Campus France などといった東京の海外学術交流団体も訪問し、各国の留学に関する情報を積極的に収集した。

また、平成20年度以降に設置した海外事務所を拠点として、学術交流に向けた現地調査が、センター学術交流部門・国際交流課職員・部局教員の連携により行われている（工学部N I F E E 現地調査、平成23年度G30・インドネシア留学フェア、平成23・24年度タイ訪問）ほか、学術交流部門教員が平成22年度に科研費調査の一環として、また平成23年度に人文社会科学部教員とともに、ヨーロッパの協定校を訪問し、学術交流の枠組みについて調査を実施している。平成24年度には、同年度文部科学省事業「グローバル人材育成推進事業」に採択された他大学の申請書を元に、静岡大学の国際展開に必要な要件、環境について、また導入可能な事業についての情報収集を進めた。

さらに、本学が団体会員となっている国際教育交流協議会等の各種研修会・シンポジウム等に教職員が参加し、国際交流にかかわる幅広い情報を集めるのに役立っている。

⑤ 外国の大学等からの研究者受入れに関すること。

当該項目については国際交流課で手続き等を進めているが、平成23年度より、留学生のみならず外国人研究者についても、国際交流センターでの生活ガイダンスへの参加を促す等、便宜を図っている。

⑥ 教職員の海外派遣に係る相談・助言等の総合的支援に関すること。

職員の海外派遣研修（人事課所掌）について、訪問先候補となる協定校の提案・訪問先との調整や、現地訪問の経験を踏まえた派遣前ガイダンスを行うなどして、支援を行っている。その結果、平成18年度から平成24年度まで毎年、本部事務局および部局の職員3名（延べ21名）を、協定校を中心とする海外大学・機関に1週間程度の旅程で派遣している。これは、各国における大学の教育・研究の支援体制、事務組織等について研修することで、本学の国際化の諸課題に対する認識をも深めているものと期待できる。

⑦ 国際的な文化交流及び産学交流並びに地域の国際化推進に関すること。

本学の国際的な文化交流の事業においては、協定関係の有無に関わらず、その運営支援に学術交流部門が国際交流課と連携して当たってきた（平成19年度の台湾・嘉義大学と本学吹奏楽団との合同演奏会、平成23-24年度の上海師範大学の教員・学生と本学教育学部とのワークショップ等）。

静岡県留学生等交流推進協議会の事業として、県内の大学に在籍する大学生（留学生・日本人学生）を対象としたスポーツ交流（平成20年度まで）、国際交流討論会「話っ、輪っ、和っ！」には、学術交流部門教員も同事業の運営支援を行っている。また、平成23年度には、静岡県が留学生の教育環境整備や就職支援等の推進のために静岡県留学生支援ネットワークが設立した際には、本センターが主体的に協力し、静岡県の企業と留学生を結ぶ役割を果たしている。

また、学術交流部門は、地域の国際化要請に対応する窓口として、地域の自治体（静岡県、静岡市、浜松市）、協議会（静岡県日中友好協議会）などと相談する機会が増えている。平成24年度には、静岡県海外研修生を本学受入外国人研究者としてセンターで3か月の研修を引き受けている。

さらに特筆に値する事項として、中期目標・中期計画で国際交流の課題のひとつとなっている留学生のネットワークづくりの第一弾として、平成24年度にインドネシア元留学生同窓会を現地ジャカルタで学長臨席のもと開催したが、産学交流・地域の国際化推進を念頭に、浜松商工会議所を介してインドネシアに進出している静岡県企業の関係者にご出席いただいた。

⑧ その他国際的な学術交流に関すること。

国際交流に関するデータベースの充実化を図るため、関連する情報の収集・公開を進めている。教職員の海外渡航数、外国人研究者受入数、学生の海外派遣者数などのデータは、今後継続的にホームページで公開できるよう、センターホームページの整備と並行して準備していく予定である。

また、学術交流部門は交流協定締結の手続きを担当し、協定校の国際交流担当者との窓口となっていることから、国際交流センター開設の平成18年度以来、学生交流部門の所掌である「学生の海外派遣先の開拓」（[学生交流部門]（8））、「学生の海外派遣に関する総合的支援」（【学生交流部門（9）】）等に学術交流部門教員が大きく関わっており、海外派遣や受入の諸制度の改善を積極的に提案し進めてきた。

そのなかで、国際交流に関する「危機管理マニュアル」の枠組みを平成20年度に策定し、以後この枠組みに基づいて、同マニュアルを微修正してきた。また、危機管理対策の一環として、夏季短期留学、

交換留学、協定校での短期研修等に参加する本学学生に対し「海外安全の知識」というテーマでオリエンテーションを実施している（平成24年度現在は学生交流部門教員が担当）。その他、海外卒業生ネットワークの形成に関して、平成24年度に、インドネシア元留学生同窓会の立ち上げの他に、タイにおいて同様のネットワークの立ち上げ準備を進めた。

〔学生交流部門〕

① 外国人留学生の受入れ促進に関すること。

留学生センターが平成12年に設置されて以来、オリエンテーション、日本語授業の充実に取り組み、留学生へのサービスが改善され、毎年交流協定校から一定数の留学生が派遣されてくるようになった。この結果、留学生センター設置時235名の留学生数が現在では300～350名となっている。（平成22年度前期325名・後期358名、平成23年度前期336名・後期350名、平成24年度前期303名・後期317名）受け入れ促進のためにホームページを一新し、海外からの留学生に便宜を図っているが、まだ完全には完成していない。静岡の体制と比べ、浜松での受け入れ体制（専任教員が1名、職員0）が充分ではなく、教職員の補充が望まれていたが、平成22年度より学術交流部門の教員1名が浜松勤務となり、部門の枠を超えて受入れ業務にあたることができるようになった。

また、海外での日本留学フェアや国内での進学説明会などに参加し、静岡大学の認知度を高める努力を行っている。部局の募集要項の英文化にも協力している。

受入れに不可欠な留学生の宿舎については、静岡国際交流会館、浜松国際交流会館に加え、平成22年にあけぼの寮が浜松に完成した。浜松キャンパスでの運用には余裕があるが、静岡キャンパスでは、依然、受け入れ絶対数が不足しており、大学当局に改善を働きかけているところである。民間の宿泊施設については、生協を通じてアパート・マンションの所有者に留学生への理解を求める働きかけをしている。また、大学として留学生住宅総合補償に加入し、住宅の機関保証を平成18年より開始した。

② 外国人留学生に対する入学前予備教育の企画・運営及び実施に関すること。

静岡キャンパスでは大学生活・日常生活に必要な日本語コミュニケーション力の基礎を身につけることを目的として、各学期に日本語研修コース（初めて日本語を勉強する国費研究留学生や教員研修留学生などのための日本語集中プログラム）が開講されているが、日本語初心者がいない場合には学生のレベルに応じて、初級後半・中級前半クラスを設置するなど、柔軟な対応が行われている。受講者も文部科学省から受講を指定された正規生以外にも、センター長が適当と認めた場合、日本語研修コース非正規生として協定校からの交換留学生や研究生・大学院生など留学生を受け入れている。ただし予算の関係上、現在は初心者レベルのみの開講であるため、日本語研修コース正規生に初心者とその他のレベルの学生がいた場合、初心者以外の学生は日本語集中プログラムを受講できないため、日本語教育プログラムの科目を受講せざるをえないという問題点がある。また、浜松キャンパスに配属される国費留学生がこのコースを受講するためには、受講期間中は静岡地区に居住しなければならないという困難な状況が存在している。そのため、受講が必要であるにも関わらず、静岡での日本語研修コースをあきらめるケースが過去に何回か起きている。この点についての改善が必要とされている。

浜松キャンパスでは、平成14年度より後期に日韓理工系学部留学生（以下「日韓生」）の予備教育として中級集中コースを開講し、日韓生に加えて私費留学生も非正規生として受講を認めてきた。しかし、

日韓生の配置がない場合でも学内のニーズが高いことから、平成 21 年度より大学院進学前の日本語予備教育コースに変更した。修士課程進学を目指す研究生を対象に、修士課程入学後、研究・勉学が可能な日本語能力を身に付けさせることを目標とし、中級の漢字能力、発話能力、作文能力などの向上を目指して、日本語学習機会を提供している。また、平成 21 年度工学部留学生秋入学プログラム(NIFEE)開始に伴い、全学教育科目「基礎日本語 I～X」(入学初学期集中日本語教育)を担当している。これは、日本語能力試験 N3 程度のベトナム、インドネシアからの工学部 1 年生に、漢字能力、発話能力、作文能力などを向上させ、学部生として勉学できる日本語能力を身に付けさせることを目標としている。学生の年齢が低く、初めての海外、初めての 1 人暮らしなどにより、精神的に不安定な場合があり、日本語学習に影響を与えることもある。そのため、学部教職員だけでなく日本人チューターや先輩留学生とも連携して、自然な形で 静岡大学に慣れるように工夫している。平成 24 年度には、渡日前の入学予定者とメールで連絡を取り、遠隔作文指導も行った。

両キャンパスとも、学期末には、受講生より授業評価アンケートをとり、非常勤講師・専任教員合同反省会で授業内容を振り返って、改善点を話し合っている。

③ 外国人留学生等に対する日本語教育プログラムの企画・運営及び実施に関すること。

日本語教育プログラムでは、静岡大学で勉強する全ての留学生を対象に、15 週間の日本語授業を提供している。コース前のプレースメント・テストによって、静岡キャンパスでは初心者向けから上級までの 5 レベル、浜松キャンパスでは初心者向けから中級までの 3 レベルに分け、日常的コミュニケーションのほか、研究活動に必要な口頭発表やレポート執筆の技能などを教えている。平成 18 年度に単位化されたことにより、協定校からの交換留学生にとって静岡大学への留学メリットが増えた。

留学生にとって日本語は、勉学・研究生活だけでなく、日常生活でも重要であるため、可能な限り短期間で高い効果を上げる必要があり、初心者・初級クラスでは 10 名以内、中級以上では 20 名以内と定員を設けている。また、平成 18 年度からは、静岡大学の研究者・研究者及び留学生の配偶者などにも門戸を開いた。定員に空きがあり、プレースメント・テストの結果、センター長が適当と認めた場合は、所定の授業料を納付して受講できるようになり、毎回コンスタントに受講者がいる。(ただし、外国人研究者および配偶者には、単位を与えていない。)

改善点として、各レベルが週 3 コマしかなく、その意味では必ずしも留学生のニーズに応えるものとはなっていないということが挙げられる。非常勤による授業を増やすなど、授業数の増加が望まれるが、財政的な面から難しい状態である。また、上級のレベル 5 のクラスは週 2 コマしか設けていないため、このレベルの学生には学部向け全学共通科目の日本語クラスを積極的に受講するよう呼びかけている。

学期末には、各科目で受講生より授業評価アンケートをとり、非常勤講師・専任教員合同反省会を開催して、授業内容を振り返り、改善点を話し合っている。

④ 日本語サマースクールプログラム等、学生交流に関する研修事業の企画・運営及び実施に関すること。

静岡キャンパスにおいて、毎年 6 月～7 月の 3 週間にわたり、海外の協定校からの学生を受け入れ、日本語・日本事情、校外学習などのプログラムを実施している。従来は朝鮮大学校(韓国) 16 名の枠のみであったが、平成 24 年度から、朝鮮大学校以外の協定校(アメリカネブラスカ大学・カナダアルバー

タ大学)にも門戸を広げている。受講した留学生に2単位を認めている点は他大学にはない特徴である。サマースクールについては、当初は全学的な取り組みということであったが、現在は実質的にセンター教職員による運営となっており、センター教職員の負担が増大している点で問題が多い。

また、毎年2月に全学留学生を対象にスキー研修を行っている。普段の勉学・研究生活から離れ、日本の文化や風土を体験できるため、留学生からは好評である。静岡キャンパスと浜松キャンパスの留学生が交流できる数少ない機会となっているが、スキーに参加しない学生のために、平成25年度より、スキーではない国内旅行の企画も検討している。

⑤ 外国の教育研究機関との連携による全学的な学生交流の企画及び実施に関すること。

海外交流協定校からの交換留学生が毎年15名～20名程度静岡大学で学んでおり、授業の他に留学生との交流会や留学生支援ボランティア等の活動を通して交流が行われている。また静岡大学からは交換留学や夏季短期留学、協定校でのプログラムであるILUNO(ネブラスカ大学オマハ校における授業料免除の英語研修プログラム)やVSCP(アルバータ大学における英語研修プラス専門科目単位取得プログラム)にも学生が参加している。ネブラスカ大学オマハ校からは音楽関係の学生が来学し、演奏会を行うなどの活動がしばしば行われている。平成23年度には日本文化のスタディーツアーとして同大学の学生が静岡大学を訪問し学生との交流会が行われた。

⑥ 外国人留学生の受入れ、修学及び生活に係る指導・相談に関すること。

初めて静岡大学に学籍を得た留学生にガイダンス(4月・10月)を行い、大学生生活・日常生活に関する指導を行っている。学生交流部門教員がそれぞれオフィスアワーを設け、修学及び生活に係る指導を行い、また相談に応じている。平成18年度より、静岡・浜松キャンパスに非常勤の相談カウンセラーを配置し、隔週で日本語・英語による相談業務を行っている。

浜松キャンパスでは、部局の留学生受入れ担当教員や留学生に関係する教職員と協力し、部局でのガイダンス内容、国際交流センターでのガイダンス内容を共有し合い、留学生に対して一貫した指導を行うよう心がけている。さらに、留学生の就学状況、単位取得状況などの情報も共有し、問題がある場合は早めに対応する体制を作っている。

⑦ 日本語・日本事情教育及び教育効果に関する調査・研究に関すること。

各センター専任教員はそれぞれの専門分野において、日本語・日本事情教育及び教育効果に関する論文執筆や書籍の刊行、あるいは学会全国大会や研究会、国際学会などで口頭発表を活発に行っている。『静岡大学国際交流センター紀要』も毎年定期的に発行している。

⑧ 学生の海外派遣先の開拓に関すること。

平成21年度以降9大学、2研究所と大学間交流協定、12大学と部局間協定を結び、24年度現在大学間協定校は18カ国、36機関、部局間協定も18カ国、28機関にのぼるなど、協定校は確実に増加している。また派遣学生についても、大学間交流協定に基づく留学については平成20年度には9大学、13名だったものが24年には10大学、23名に増加している。一方で、潜在的留学希望者が多いと思われる英語圏の協定校は増えていないという課題ある。ただし、希望してもTOEFLの基準点に届かないため、

派遣学生数が協定枠に満たない大学もあり、英語力の強化も急務である。また、派遣希望のない協定校もあり、学生に対する一層の指導・広報が必要である。

⑨ 学生の海外派遣における修学及び生活に係る助言並びに事前プログラム等の総合的支援に関すること。

平成 19 年度より作成を開始した「海外留学ガイドブック」を毎年大幅に改訂するとともに、従来の説明会に加え、平成 20 年度後期から開始された留学説明会「海外留学フェア」は 21 年度からは年 2～3 回開催、平成 23 年度からは 4 月に全学の 1 年生に「静岡大学からの海外留学」というパンフレットを配布し、入学後の早い段階から留学や留学関係のイベントについての広報を行うなど、広く留学に関する情報提供を行っている。

また、平成 22 年度から TOEFL 説明会、平成 23 年度からは TOEFL 勉強会を行い、留学希望者の英語学習のサポートも行っている。交換留学については平成 20 年以降派遣学生数は増加したが、派遣学生の質的保証が必要という観点から、平成 23 年度には協定先から特に指定されていない場合でも応募の条件として推奨という形で語学力の基準を設けるとともに、従来は書類選考のみであった選考過程に留学前の指導につながる形での面接を加え、選考された学生に対しては、さらに 3 回の留学前ガイダンスを実施するなど、きめ細かいサポートを行っている。なお、平成 25 年度からは留学前の学生に対するアカデミックイングリッシュの勉強会（全 3 回）が予定されている。

アメリカ・カナダ・韓国の 3 つの協定校で実施している夏季短期留学については大学教育センターとの連携により、アメリカ・ネブラスカ大学のプログラムが平成 23・24 年度に日本学生支援機構の留学生交流支援制度（SV）に採択されている。さらに、平成 24 年度からアメリカ・ネブラスカ大学とカナダ・アルバータ大学の夏季短期留学が、全学教育科目「英語海外研修」（2 単位）として科目化された。従来から単位認定が可能であった ILUNO（ネブラスカ大学での 8・16 週の語学研修プログラム）とともに VSCP（アルバータ大学での語学研修および専門科目履修プログラム）があらたに英語科目 2 科目 4 単位までの認定が可能となるなど、留学による単位取得が進められている。浜松キャンパスでは、工学部の海外研究室交流プログラムを支援してきたが、25 年度からは学際科目「海外研修」として 2 単位を認定する。

⑩ 国際的な文化交流及び産学交流並びに地域の国際化推進に関すること。

静岡県の小・中学校、教育学部附属小中学校の国際理解教育授業に、また地域の国際交流協会の活動へ留学生を派遣し、地域の異文化交流に貢献している。

さらに、2 泊 3 日のホームステイを浜松国際交流協会と共同実施している。留学生にとっては、実際の日本人の生活を体験することができ、大学以外の生活を知ることができる。同時にホストファミリーにとっては、留学生の国や文化に触れる機会となっている。

また、日本語教育を専門とする教員が多い利点を活かし、地域の日本語教育に関する公開講座を隔年で静岡市、浜松市で開講している。また、2 年に 1 度、多文化共生社会、異文化理解、言語教育など、地域の国際化に係るシンポジウムを開催しており、地域の知的要求に応えている。平成 24 年度は、静大祭の期間中に（11 月 17 日）、公開シンポジウム「ことばを学んで、どうということ？ —第 2 言語習得論を外国語学習に活用する—」を開催した。

⑪ 静岡大学国際交流会館の入居者選考に関すること。

館長、主事、職員による選考委員会が設けられており、選考基準に沿って選考が進められている。しかしながら、選考基準は国費留学生と特別プログラムの（DDP、NIFEE）留学生の入居を優先しており、経済的な困難を抱える私費学部生は優先順位が低い。また外国人研究者も入居を優先されているため、経済的に余裕のある入居希望者のほうが国際交流会館へ入居している現状がある。日本の生活に慣れるために1年という入居期間は適切だが、大学生活の基本である住居による負担を軽くするために、私費留学生への優先度を上げることも検討すべきである。浜松キャンパスでは、あけぼの寮の設置によって収容人数が大きく増加し、入居希望に答えられるようになったが、静岡では希望人数に対して収容人数が少ないため、施設を拡張するなどの措置が緊急課題となっている。そのため、現在、国際交流センターとイノベーション社会連携推進機構の教員が協力し、静岡地区の留学生用住居事情の調査、情報収集を行い、留学生用宿舍供給拡大に向けて検討を始めている。

⑫ その他国際的な学生交流に関すること。

国際交流センターが組織する留学生支援ボランティアには静岡・浜松合わせて100名ほどが登録しており、会話パートナーや授業参加などを通して留学生の生活・日本語学習のサポートを行っている。また、静岡キャンパスでは通常年2回留学生とボランティアの交流会が行われている。ただし、静岡キャンパスでは平成24年度にはボランティア登録者や活動参加者がやや減少傾向にある。浜松キャンパスでは、交流イベントや生活支援を主とする留学生支援を行っている。月に1回ボランティアの学生が集まる機会を作り、情報交換を促している。ボランティア登録数は20～30で推移しており、大きな変化はない。日本人学生の登録数を増やすとともに、留学生の登録を促し、双方向的な交流の場とすることが、今後の課題である。

また、静岡県留学生等交流推進協議会の議長大学として、県内の大学に在籍する大学生(留学生・日本人学生)を対象とした国際交流討論会を平成13年より継続実施、平成22年からは静岡県とも協力している。一般市民も参加しており、他大学の学生や一般市民との交流機会となっている。

平成23・24年には、静岡キャンパスと浜松キャンパスの学生交流を促すため、ボランティア学生が中心となり、東西キャンパス交流が学内施設である藤枝フィールドで行われた。

【分析結果とその根拠理由】 以下〔学術交流部門〕および〔学生交流部門〕それぞれに関して：

〔学術交流部門〕

学術交流部門は、所掌事項の「(2) 国際的なプロジェクトの推進」に見られるように、個別に明確化された事業の運営というより、国際交流に関するあらゆる事項について企画・運営が期待されており、学内外の窓口としての役割が大きい。国際交流課と連携した協定（候補）校との学術交流に関する日常的な折衝、学生交流部門と連携した交換留学派遣など国際交流に関する課題についてのセンター内での問題提起のほか、競争的資金の獲得を目指して学内部局との相談・調整等がある。

従って、学術交流部門の活動は、短期的な課題の広がり多様化に対応しつつも、国際学術交流に関する課題を、中長期的に整理し認知する努力を重ねているところである。

[学生交流部門]

留学生の受け入れに関してはホームページの一新や留学フェアの参加等で力を入れており、ある程度の学生増は見られるが、静岡キャンパスの宿舎不足の問題は依然解決していない。国際交流会館入居に関する私費学生の優先順位の見直しも含め、宿舎確保による留学生の経済的負担の軽減が緊急の課題である。日本語教育に関しては、浜松キャンパスの予備教育を日韓理工系学部留学生対象から大学院進学前予備教育としたため、日韓学生の配置の有無にかかわらず、毎年開講できるようになり、学生のニーズに答えられるようになった。併せて日本語教育プログラムの更なる充実が望まれる。また、サマースクールの対象を1大学から3大学に増やしたことで、プログラム参加者が将来静岡大学への留学を希望することが期待できる。

海外への学生送り出しに関しては、広報活動を拡大した結果、派遣人数が増えた。また、夏季短期留学や ILUNO・VSCP の単位認定は、学生の留学に対する動機付けにもつながっている。交換留学についても、留学フェアに加え、語学力の基準の設定や面接・留学前ガイダンス等により、選考から留学までのきめ細かなサポートが可能になった。

学生間の国際交流に関しては、留学生支援ボランティアへの日本人学生のさらなる参加に加え、留学生の参加を増やすことが課題である。また、平成23年度より、東西キャンパスの学生が交流する機会が設けられたが、今後はより多くの学生が参加できるようなプログラムにするなど、全学的な交流の場をより多く提供する必要がある。

ただ、浜松キャンパスには専任教員が1名のみで、国際交流課のスタッフも配置されていないため、教職員の補充が急務である。また、長期的には海外派遣担当の部門の設立が望まれる。

観点4-1-② 目的に照らして、活動の成果が上がっているか。

【観点にかかる状況】 以下〔学術交流部門〕および〔学生交流部門〕それぞれに関して：

[学術交流部門]

① 国際化推進の基本計画の策定に関すること。

平成20年3月発表の本学の「ビジョンと戦略」のなかで「国際戦略」が設定されたことで、国際化推進の大筋の方向性が定められ、さらに中期計画・中期目標のなかで、国際学術交流に関する諸策について課題が整理された。

以来、「ビジョンと戦略」や中期計画・中期目標に掲げられている個別課題に対応してきたが、一方で、5年が経過するなか、基本計画の見直しや増強が図られる機会は限られてきた。その一因として、平成22年度以降「国際戦略担当副学長」が設置されておらず、「教育」「研究」「地域連携」担当の副学長らと検討する機会が限られていることが考えられる。

この点、平成24年度文部科学省事業「グローバル人材育成推進事業」の申請を、教育担当理事および大学教育センターと共同で申請準備を進めたことは、本学の課題認識と今後の連携に大きな道筋をつける機会になったと評価できる。

② 国際的なプロジェクトの推進に関すること。

学術交流部門が、本学の国際交流の窓口として、学内外の教職員に認知されるよう努力を重ねた結果、国際プロジェクトの取組みについて、準備段階から部局教職員と協力して進める機会が増えており、成果は上がっているといえる。

今後は、さらに広範な部局教職員（すなわち、これまで協働の機会がなかった教職員）との連携を目指す。

③ 国際交流に関する競争的資金の獲得に関すること。

本学の国際化を具体的に推進する方策の一つとして、平成20年6月に「大学の国際化推進に関する外部資金獲得にむけて」と題した通知を学内に配布して以来、競争的資金の公募前から学内部局と積極的にコンタクトをとって準備作業を進めてきた。その結果、毎年、大型公募事業の申請に取り組む部局があることは、その成果の一端といえよう。

その一方で、採否結果は芳しくなく、より構造的な学内体制の未整備も否めない。よって、現在、競争的資金獲得に向けた学内情報の収集・整理・広報の課題に対処すべく、平成24年度後期に国際交流センターでは学長裁量経費を要求・獲得して、大学の国際化推進のための基本情報の収集・整理を進めている。

④ 国際的な学術交流のための企画・運営及び調査・研究に関すること。

本センター設置直後の平成18年度～20年度には、国内でのJAFSAや文科省主催のセミナー・シンポジウムを通じて今日の大学の国際化について見聞し、また他大学や国際学術交流団体への訪問調査を行い、そこから得た諸案を、まずは交換留学派遣の支援における具体的な事項等に具体化してきた。

その後は、平成20年度以降に設置したアジアの海外事務所を拠点として、海外協定校の国際本部への訪問・事務所への相談員配置（インドネシア）に見られるとおり、学術交流の企画・運営に関心を移している。

⑤ 外国の大学等からの研究者受入れに関すること。

より高い目標設定をめざすべきところであると考えている。平成24年度後期に、外国人博士生及び外国人研究者受け入れに関する調査を企画立案し、平成25年度前期の実施予定である。調査の実施を通して部局との連絡体制の整備を図るとともに、調査結果をもとに研究者受け入れ態勢の充実化策を企画・実行していきたい。

⑥ 教職員の海外派遣に係る相談・助言等の総合的支援に関すること。

より高い目標設定をめざすべきところであると考えている。国際交流センターとして、海外派遣状況を把握する体制を確立するとともに、派遣に関して相談・助言等の支援体制の充実化を図り、より多くの教職員が海外に出る機会を促進したい。

⑦ 国際的な文化交流及び産学交流並びに地域の国際化推進に関すること。

引き続き、多様な文化交流や産学交流、地域の国際化推進の窓口となっており、成果は上がっているといえる。さらにより高い目標設定をめざすべきところであると考えている。これまで中心であった

文化交流のみならず、地域の産学交流並びに国際化推進との連携を模索し、競争的資金獲得のための環境整備を進めたい。

⑧ その他国際的な学術交流に関すること。

海外事務所の開設や、海外交換留学派遣の増加など、新しい事項や対象の広がりが著しい。こうしたなか、これらは、国際交流課およびセンターの学生交流部門との連携のなかで対応を進めている。

[学生交流部門]

① 外国人留学生の受入れ促進に関すること。

平成12年の留学生センター設置時に235名であった留学生数が現在では300～350名となっており、受入数の面ではある程度の成果は上がっていると言えるが、他の同規模の国立大学と比べて決して多いとはいえない。留学生数を増加させることで学内の国際化を図るのであれば、大学としての留学生政策を策定し、目標を決め、具体的な形で留学生受け入れを促進していく必要がある。浜松キャンパスでは留学生宿舎の定員が増加したが、静岡キャンパスでは依然として宿舎で受け入れる人数が足りないという問題が解決していない。

② 外国人留学生に対する入学前予備教育の企画・運営及び実施に関すること。

静岡キャンパスの日本語研修コースでは、受講した留学生全員が基礎的な日本語力を身につけ、大学院進学希望者（研究生も含む）は全員無事に進学している。その意味において、大学生活・日常生活に必要な日本語コミュニケーション能力をつけるという基本的な日本語教育の成果は上っていると考えられる。ただ、複数のレベルのコースを設定できないため、レベルの異なった学生を受け入れることができないという問題点が残っている。

浜松キャンパスの日本語予備教育コースでは、文法、語彙といった基本的な知識の獲得と同時に作文や発話などの運用力も向上させ、8割程度の受講者が希望する修士課程に入学している。どの学期も各受講者の指導教員と連絡をとりながら日本語指導を進めているが、残念ながら日本語力が向上しない、また修士課程での研究に必要な専門知識が不足しているなどの場合もあり、進学できない受講者もいる。全学教育科目「基礎日本語Ⅰ～Ⅹ」（NIFEE 入学初学期集中日本語教育）では、所属の工学部と緊密に連携して日本語教育を実施しており、ほとんどの受講生が工学部生として勉学できる日本語能力を身に付けていることから、学部生のための予備教育としての成果は上っていると評価できる。

③ 外国人留学生等に対する日本語教育プログラムの企画・運営及び実施に関すること。

日本語教育プログラムは平成18年度に単位化されて以降、カリキュラム・シラバスが整備された。多くの協定校からの留学生が受講し、内容的に充実したコースとなっている。また、留学生以外の関係者にも門戸を広げた点は、評価できるだろう。ただ、各レベルが週3コマしかなく、その意味でもっと多くの日本語学習を望む留学生のニーズに応えるものとはなっていない。そのため、上下隣り合うレベルの授業の受講を認め、学生のニーズに対応している。授業数の増加が必要であるが、非常勤講師の増員は財政的に難しい状況にある。

④ 日本語サマースクールプログラム等、学生交流に関する研修事業の企画・運営及び実施に関すること。

サマースクールの実施、ホームステイプログラム、スキー研修旅行、県内留学生の討論会、スポーツ大会など、現状の人員と財政状況からいって、最大限の交流が行われているといえる。サマースクールについては、従来は受け入れ対象が朝鮮大学校（韓国）16名だけであったのが、プログラムの見直しを行った結果、受け入れ協定校を広げ、平成24年度は朝鮮大学校8名に加え、ネブラスカ大学オマハ校（アメリカ）からも1名受け入れた。今後、アルバータ大学（カナダ）からも学生を受け入れる予定で計画を進めている。

⑤ 外国の教育研究機関との連携による全学的な学生交流の企画及び実施に関すること。

夏季短期留学に関しては平成21年度は韓国・朝鮮大学校、22年度は朝鮮大学校およびネブラスカ大学での夏季短期留学が希望者減のため中止となった。しかし、平成23年度からは海外留学フェアや英語・韓国語授業等での広報および英語科目化の成果で、3プログラムとも参加者が増加している。

⑥ 外国人留学生の受け入れ、修学及び生活に係る指導・相談に関すること。

平成12年に留学生センターが設置されて以来、留学生の受け入れや指導・相談体制はそれまでと比べ飛躍的に整備された。この体制は、国際交流センターとなっても、学生交流部門として受け継がれている。浜松でも、部局の留学生担当教員、留学生担当職員との連携により、履修や生活への指導が効果を上げている。また、隔週とはいえ留学生カウンセラーに専門的アドバイスを継続的に受けられることは留学生にとって大きな支えとなっている。このように、現状のスタッフの枠内では成果が上がっているといえるが、これまでに指摘されているとおり、専任教員が3名（静岡）と1名（浜松）の体制では、すべての項目で満足できる成果を挙げるのは難しい。さらなる成果を挙げるためには、特に浜松において学生交流部門の教員の増員が必要である。

⑦ 日本語・日本事情教育及び教育効果に関する調査・研究に関すること。

国際交流センター業務は多岐にわたり、特に留学生サービスが中心となっている点で、調査・研究する時間を見つけることが難しい状況にある。このような状況においても、各センター専任教員の専門分野において、日本語・日本事情教育及び教育効果に関する書籍の刊行、論文を執筆し、紀要や学術雑誌に投稿、あるいは学会全国大会や研究会、国際学会などで口頭発表を活発に行っている点で、一定の成果は上がっているといえる。

⑧ 学生の海外派遣先の開拓に関すること。

広報を充実させた結果、協定校への交換留学希望は増加しているが、依然派遣希望のない大学もあり、学生への広報とともに、学生にとって魅力のある地域・大学との協定締結という課題が残っている。

⑨ 学生の海外派遣における修学及び生活に係る助言並びに事前プログラム等の総合的支援に関すること。

学生交流部門・学術交流部門および国際交流課が一体となって学生の海外派遣を推進するための単位

取得に関する改革や広報、および留学希望者に対するきめ細かな指導を行っており、成果が上がっている。ただ、学生交流部門教員は日本語教育・留学生指導・学生交流などの業務も抱えており、派遣担当教員に大きな負担が生じている。将来的には海外派遣を支援する部門の設立が望まれる。

⑩ 国際的な文化交流及び産学交流並びに地域の国際化推進に関すること。

留学生の地域への派遣、ホームステイ、専任教員の地域国際交流協会への活動サポート（講演・講義・委員など）、公開講座（静岡・浜松交互にほぼ毎年）、公開シンポジウム（2年おき）を通じて、成果は上がっている。

⑪ 静岡大学国際交流会館の入居者選考に関すること

館長、主事、職員による選考委員会が設けられ、選考基準に沿って選考が進められる点は特に問題がないといえる。静岡では希望人数に対して収容人数が少ないため、施設を拡張するなどの措置が緊急課題となっている。現在、イノベーション社会連携推進機構の教員と共同で留学生用住居の供給拡大のための調査を行っている。

⑫ その他国際的な学生交流に関すること。

留学生支援ボランティアは留学生と日本人学生の交流の場として大きな成果を挙げているが、登録希望者が静岡ではやや減少傾向にあることから、更なる広報を行うとともに、支援ボランティアに限らず、全学的な学生交流の場の提供が課題である。

静岡県留学生等交流推進協議会としての交流活動では、スポーツ交流が経費上の制約のため、実施できなくなったが、国際交流討論会は、外部資金を得る努力をしながら実施し、学内外の学生交流に大きく貢献している。平成13年度から継続して実施してきた実績から、学内に平成22年より静岡県と協力して実施できるようになった。

また、平成23・24年に実施した東西キャンパス交流は、40名ほどの参加者を得て実施された。今後、参加者の拡大、交流内容の改善など課題はあるが、交流機会の少ない両キャンパスの国際交流を深めることができた。

【分析結果とその根拠理由】 以下〔学術交流部門〕および〔学生交流部門〕それぞれに関して：

〔学術交流部門〕

本部門の活動は、大学全体を見据えた企画・体制作りと、センター内の調整・実施という広がりを持ち、実に多岐にわたっている。平成20年度に人員増強が果たされたのち、教員の異動が頻発したこともあり、内容によっては活発に行われ成果を上げているものと、一層の取り組みの余地がある事項とがあるが、センター長、国際交流課長との連携を常に意識して進めている結果、多様な活動が活発に進められる体制が整いつつあり、前向きに貢献できる余地が十分にあるといえる。

〔学生交流部門〕

現在の人員においては、多くの項目において、おおむね成果が上がっていると言える。特に（9）の

学生海外派遣に関しては、平成 22 年度より学生交流部門の教員が中心となり、学術交流部門教員や国際交流課と連携して、夏季短期留学の科目化をはじめ、多くの改善を行ってきた。(8) の派遣先については、今後一層の充実が望まれる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 以下[学術交流部門]および[学生交流部門]：

[学術交流部門]

- ① 学内外で本学の国際交流の窓口としての認知度を上げている結果、部局で国際化に積極的な教職員との連携が増えている。その結果、大型の競争的資金の申請を進めることができた。
- ② 本部門の活動は、大学全体を見据えた企画・体制作りと、センター内の調整・実施という広がりをもっていることから、学術交流部門の業務やセンター活動に狭く限定しない「大学の国際化」を意識した活動を実施してきた。

[学生交流部門]

- ① 浜松キャンパスの日韓プログラム対象のクラスを日本語予備教育コースとし、安定した開講が可能になったこと
- ② サマースクールの対象を 3 大学に拡大したこと。
- ③ 夏季短期留学の科目化などにより、留学による単位取得の制度が整備されたこと
- ④ 交換留学の選考から留学までのサポートが充実したこと。

【改善を要する点】 以下 [学術交流部門] および [学生交流部門] それぞれに関して：

[学術交流部門]

- ① これまで続けてきた「大学の国際化」を意識した活動が、より広範囲の連携を生むためには、学内外での情報発信力を強化する必要がある。
- ② 競争的資金の獲得のために、引き続き学内の部局との密で広範囲な連携に努めるとともに、学外の連携先、たとえば同地域の他大学、海外の大学との協力体制の整備にも目を向けていく必要がある。
- ③ 浜松キャンパスにおいては、各部局、研究所における国際学術交流活動が行われているが、国際交流センターの事務組織がないため、支援体制に乏しく、競争的資金獲得や事業運営のキャパシティが小さい。同問題が前回の評価においても指摘されていることを鑑みて、早急に対応策に取り組む必要がある。

[学生交流部門]

さらなる成果を挙げるためには、浜松キャンパスへ学生交流部門の教員の増員が必要である。浜松は、国際交流課職員が配置されないまま、日本語教育、学生交流、地域交流、留学生指導を 1 名で行っており、担当教員に大きな負担が生じている。

(3) 基準4の自己評価の概要

概ね本学の規模で想定される活動を実施し、成果を挙げてきている。また、今後予想される留学生数の増加やよりきめ細かいケアのためには教員や事務の体制整備（本務職員や非常勤職員の増加）が必要である。

基準5 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点5-1-① 目的の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

【観点にかかる状況】 平成12年4月の留学生センターの発足時、教室は静岡キャンパスでは留学生教育用に5教室（中教室2、小教室3）が整備されていたが、国際交流センターの発足に伴い、教室以外の目的に使用されることとなり、現在は3教室（中教室1、小教室1、コンピュータ室1）となった。また、教員用としては、センター長室が1室、教員研究室が5室（非常勤講師室を含む）、資料室が2室確保されている。また、浜松キャンパスでは、工学部より施設を借用することにより、教員研究室2室、資料室1室、日本語教室3室が確保されている。

【分析結果とその根拠理由】 静岡キャンパスでは、教育用に使用できる部屋が、現在3教室のみであり、留学生教育と国際交流を推進していく上で支障をきたしている。また、浜松キャンパスでは、①静岡キャンパス以上の人数の留学生を有していること、②工学部からの借用であるという点を考慮すれば、将来的には自前の施設として整備充実していく必要がある。このほか、国際交流センターでは、センター専用の会議室がないため、センターとしての会議や海外からのゲストへの対応はセンター長室や共用の会議室を利用している状況にある。また、留学生と一般学生が交流できる交流室なども整備されていない。

国際交流センターの前身である留学生センターが発足してから13年が経過し、組織も大きくなり、留学生数も増加する中で様々な国際交流活動が活発化しているにもかかわらず、施設・設備面においては十分な整備がなされているとはいえない状況にある。

観点5-1-② 学生・教職員・その他学外関係者等のニーズを満たすICT環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点にかかる状況】 国際交流センターではセンターホームページを開設し、その後適宜改訂を図るなどして学生・教職員・学外関係者に対する情報発信を行っている。本ホームページは日本語ページをベースとして、併せて英語版のページも開設しているが、英語版についてはその対応がまだ完全でないため、海外向けの広報が十分とはいえない状況にある。

また、管理委員会、運営委員会などの会議では、静岡地区と浜松地区を結ぶテレビ会議システムを積極的に活用している。さらに、最近では教員との話し合いにスカイプを利用して、キャンパスの異なる教員の移動時間を減らす努力を行っている。

【分析結果とその根拠理由】 日本語のホームページは整備されているが、他大学に比してデータベースとして十分でない。また、英語版についても更なる充実が求められる。英語版の内容充実・整備が緊急の課題であり、また、動画などのツールも一部導入されているが一層の活用が必要であり、より対外

的な広報手段としてホームページの工夫が必要である。
テレビ会議については、安定的な運用がなされている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 テレビ会議システムについては、時間や経費の効率化、コミュニケーションの向上も図られている。

【改善を要する点】

- ①施設面では絶対的に面積が足りなく、手狭である。
- ②広報のツールとして、ホームページの英語版を更に整備・充実する必要がある。

(3) 基準5の自己評価の概要

現有施設だけでは、センターで開講している日本語科目すべてを留学生には提供できないため、共通教育A棟、共通教育L棟などの教室を借用している。その他にも、海外からのゲストを迎える部屋や会議室、留学生交流室などが無いのは、センターとしての基本的機能を欠いていると言わざるを得ない。ホームページの日本語版は充実しつつあるが、海外への情報発信として、英語版への完全な対応、更に言えば留学生数の多い中国語版や韓国語版への対応なども急がれる。

基準6 内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-① 自己点検・評価が、根拠となる資料やデータに基づくとともに、学内及び学外の関係者等への意見交換徴取結果等を踏まえた上で、実施しているか。

【観点にかかる状況】 国際交流センターの活動状況については「紀要」、「センターニュース」などに記録としてまとめるとともに、国際交流センターホームページに掲載し逐次参照できる状況になっている。

【分析結果とその根拠理由】 自己点検・評価については自己評価書として平成20年7月にまとめられて以降明示的に行われてこなかったが、国際交流センター会議等で事実上、定期的に活動の評価を行っている。

観点6-1-② 自己点検・評価の結果について、外部者（本学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。また、自己点検・評価結果及び外部者による検証結果に対し、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点にかかる状況】 外部評価委員3名を任命し、外部評価会議を開催し、平成21年1月に「外部評価書」として取りまとめられた。外部評価は、自己評価書に沿って7つの基準ごとに「優れた点」と「改善を要する点」を国際交流センター側から聴取し「外部評価委員からのコメント」としてまとめるとともに、7つの基準ごとの「評価」及び「コメント」並びに「総合評価」を記載した「外部評価調査票」による評価書を作成した。

【分析結果とその根拠理由】 外部評価からの提言・指摘事項を踏まえ、改善計画を作成し、逐次事項ごとの改善を図った。

観点6-1-③ 活動の質を保証するとともに、活動の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点にかかる状況】 国際交流センターにおいては、学術交流及び学生交流両部門教員と国際交流課長から構成される国際交流センター会議を隔週でもち、また、学術交流部門及び学生交流部門もそれぞれ定期的に非公式に会合をもち情報交換や業務内容の検討を行い、活動の質の改善と向上に努めている。毎月、国際交流センター運営委員会を行い、各部局の国際交流担当教員との意見交換を実施しており、そこで提案された内容を国際交流センターの運営に反映させている。平成22年度より第2期中期目標・中期計画が始まり、その国際交流関連の措置事項に係る計画を立て、その実施状況を定期的に取りまとめて静岡大学の役員会における評価を受けている。その結果を次年度の計画に反映させて国際交流

センターの活動の質の改善と向上に反映させている。

【分析結果とその根拠理由】 センター教員だけではなく、国際交流課職員、さらに静岡大学役員・各部局との情報交換や業務内容の検討を実施しており、活動の質を保証と活動の質の改善・向上を図るための体制が整備され十分に機能している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 国際交流センター教員間、国際交流課職員さらに部局関係者との十分なコミュニケーションがとれており、また、役員会との連携が保たれている。

【改善を要する点】 学外からの評価や提案が、本自己評価の機会に実施する外部評価に限定されている。改善のためには、例えば、国際交流センターのホームページに学内者のみならず学外者からの評価や提案を受け入れられるような機能を持たせることが考えられる。

(3) 基準6の自己評価の概要

国際交流センター会議等の教員・職員間のコミュニケーション、さらに静岡大学役員・各部局との情報共有は十分に取れており、また、「紀要」、「センターニュース」などによる個別の点検・評価も行われている。その意味での活動の質を保証と活動の質の改善・向上は図られている。しかしながら、外部評価については平成21年以降実施されておらず、定期的な検証が必要である。

基準7 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-① 管理運営のための事務組織及びその他の組織が、学内共同教育研究施設等の目的達成を支援する上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な事務職員等が確保され、適切に配置されているか。

【観点にかかる状況】 国際交流課は課長（1名）、副課長（1名）、係長（1名）、非常勤職員（3名）及び派遣職員（2名）の合計8名という人員で業務を行っているが、留学生数、研究交流実績等を踏まえた国際交流業務の推進体制としては、少人数の配置となっている。外国人留学生等の受入や諸外国の大学等との学術交流の推進のための業務としては専門的な知識経験が必要であるが、2～3年での定期的な人事異動により専門的知識機能を有した人材養成が行いにくい状況にある。また、現在は課の人員の半数以上が非常勤職員であり、日常業務を処理することで手一杯な状況で、全学的な国際交流の推進に向けた要望に応え切れていない状況である。

また、浜松キャンパスには国際交流課職員が配置されておらず、浜松地区における事務業務については工学部教務係のサポートを得ながら静岡キャンパスで行っているが十分な対応がなされているとは言いがたい状況にある。

【分析結果とその根拠理由】 常勤職員については全学的な定員削減計画の下、増員することは困難な状況にある。

このような状況に鑑み、静岡大学の国際交流推進の現状分析のため、基本データの収集・把握が必要であることから、新たに期限付きで非常勤職員1名を措置しこれを行っている。また、浜松キャンパスについては浜松地区事務組織の見直しが検討されているところであり、これに合わせた国際交流課職員の配置についても検討されているが不透明な状況である。

観点7-1-② 目的を達成するために、部局長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点にかかる状況】 国際交流センター長の下、センター会議—運営委員会—管理委員会への流れの中で、各段階に応じた意思決定がなされており、一定の効果がある。

【分析結果とその根拠理由】 国際交流センターにおける最終意思決定機関は管理委員会であり、同委員会の委員は各部局の評議員などにより構成されている。このため、本委員会での意思決定が各部局の施策に反映される体制となっている。

7-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。

観点7-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員会等の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点にかかる状況】 管理運営に関わる委員会として、国際交流センター運営委員会、国際交流センター管理委員があり、「静岡大学国際交流センター規則」において両委員会の責務と権限を規定している。

【分析結果とその根拠理由】 センター関連の規定の整備については特に問題はない。

観点7-2-② 適切な意思決定を行うために使用される、目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点にかかる状況】 全学的な国際交流関係の実績データベースの構築が必要であり、既存のデータベースでは不十分であることから、平成24年度から見直しを行い不足のデータの収集に着手したところ。

【分析結果とその根拠理由】 静岡大学の国際交流の推進、国際交流センターの意思決定のためには全学的な国際交流の実績データベースの構築が必要であり、これを完全なものにすれば、それが同時にセンターの活動状況のデータともなる。そのためには、現在センターで把握し切れていないデータを体系的に収集する必要があり、そのシステム作りを平成24年度から開始した。データベースが一端構築されれば構成員からのアクセスが可能なシステム作りは容易と思われる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 国際交流課職員については限られた人員の中で係の枠を越えて連携協力しながら業務遂行している。

管理運営に関する体制はセンター長の下、各委員会が機能している。

【改善を要する点】 国際交流課は、事務組織規定上は国際交流センターの下におかれた組織で、一部局の事務組織という位置づけでありながら、全学的な国際業務に関する事務を所掌しており、全学業務を実施するという視点からは組織上の位置付けがあいまいになっている。こうしたことから、全学的な事務組織の中で、国際交流課の位置づけ・権限を明確にし、センターの自律性を高めることが必要である。

(3) 基準7の自己評価の概要

一般論として事務組織については、大学の規模、業務量に比して適正な人員規模になっていないことが一番の問題点である。

基準8 情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点8-1-① 組織の目的が、広く社会に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点にかかる状況】

国際交流センターの目的については、ホームページ上で広く社会に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されている

国際交流センターのホームページのURLは、次のとおり。

[日本語] <http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/>

[英語] <http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/english/>

【分析結果とその根拠理由】

平成18年度に国際交流センターのホームページを新設したのち、平成23年度にホームページ画面を全面的にリニューアルして、センターの組織としての目的・活動領域が分かりやすい画面構成になっている。

観点8-1-② 活動の状況や成果等について、広く社会に公開されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点にかかる状況】

活動の状況や成果等については、「国際交流センター紀要」（毎年3月発刊）、および「国際交流センターニュース」（毎年4月および10月に発刊）を作成・配布するとともに、上記ホームページにPDF版で掲載することにより、広く社会に公開している。

また、構成員（特に学生）には、学内の電子メール、学内の各所に配置された電子掲示板に加え、多様なチラシの配布、ポスターの掲示で、周知を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

「紀要」については、これまで冊子にして、関係大学（留学生センター設置大学等）や学内各部局の国際交流センター運営委員に配布していたが、より広く社会に公開すべく、平成22年度分（2011年3月発刊）からホームページ上で全面掲載をしている。

また、対象・内容に応じてより効果的な周知に努めており、例えば構成員のうち学生の国際交流への動機付けを特に意図して、平成25年度春には新入学生のガイダンス時に「センターニュース」と「海外留学パンフレット」の配布を予定している。

観点8-1-③ 自己点検・評価の結果、外部者による検証結果が大学内及び社会に対し広く公開されているか。

【観点にかかるとの状況】

平成20年度に実施した評価結果を、『静岡大学国際交流センター 自己評価書』『静岡大学国際交流センター 外部評価書』として、国際交流センターホームページで公開している。

【分析結果とその根拠理由】

大学内および社会に対し広く公開されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

国際交流センターの目的・多岐にわたる活動範囲・活動状況については、ホームページにおいて公開され、構成員および社会に広く公開されている。2011年度にホームページがリニューアルされてからは、情報を見つけやすい構成になった。

【改善を要する点】

国際交流センターの活動が多岐にわたるため、冊子や紙媒体の作成・更新を進める一方で、項目によりホームページ上の情報の更新が追いついていない箇所、掲載されていない箇所がみられる。ホームページの更新作業のルーティン化が必要である。